

令和8年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業「沖縄県拠点型こどもの居場所運営事業（中部圏域・南部圏域／共通）」業務委託仕様書

1 委託業務名

- (1) 令和8年度沖縄県拠点型こどもの居場所運営事業（中部圏域）業務委託（以下「委託業務（中部）」という。）
- (2) 令和8年度沖縄県拠点型こどもの居場所運営事業（南部圏域）業務委託（以下「委託業務（南部）」という。）

2 委託期間

契約を締結した日から令和9年3月31日まで

3 事業の目的

本事業は、義務教育終了後等の生活困窮世帯のこどもであって、かつ、不登校や引きこもり、中卒進路未決定者など専門的な支援を要する者に対して、衣食住に関わる基本的な生活スキルの獲得およびスキルアップ等のための支援を行いながら、他者との関わりが少ない支援対象者に伴走し、社会性の向上を目指し、また、キャリア形成支援及び学習支援などの専門的な支援等により、支援対象者が持つ将来像の視野を広げ、生きていく力を育む自立のための支援を行うことを目的とする。

4 業務の内容

本業務の受託事業者は、支援対象者を取り巻く環境や生活実態に応じて、以下の点に留意しつつ、安心して通える居場所となるよう工夫し、支援対象者の自立に向けて、市町村が配置しているこどもの貧困対策支援員やこどもの居場所などの関係機関等と連携した支援の実施に努めること。

(1) 支援対象者

次の①から③を満たす者（必要に応じて、その保護者等を含む。）、またはそれに準ずる者であると沖縄県が認める者。なお、年間の支援者数は20名以上とする。

- ① 概ね15歳から概ね18歳までの生活困窮者自立支援法で定める生活困窮者。
- ② 一般的なこどもの居場所では対応が難しい不登校、ひきこもり、虐待、非行などの困難を抱える者並びに高校中退者及び中卒進路未決定者など。

※ただし、原則として支援を行う前に保護者等の同意を得ること。

- ③ 委託業務（中部）については、主に沖縄県本島中部圏域市町村に居住する者を、委託業務（南部）については、主に沖縄県本島南部圏域市町村に居住する者をそれぞれ対象とする。

ただし、支援対象者の生活実態などを考慮し、県と受託者の協議により、それぞれ他の圏域からの受入も可能とする。

(2) 業務実施日及び業務時間

① 業務実施日

原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日及び6月23日の慰霊の日を除く毎日。ただし、プログラム運営上の都合等により、前述の閉所予定の日を開所することを認める。

② 業務時間

原則として、午前8時30分から午後5時30分までとする。

なお、支援対象者の保護者等が夜間不在で、かつ、緊急対応が必要な場合は、一時的な夜間対応（宿泊）についても対応を検討すること。

(3) 人員体制

受託事業者は、支援対象者に応じて自立に向けた個別支援が行える者を配置すること。また、支援対象者に対してソーシャルワーク（支援対象者が抱える課題等のアセスメント、社会資源への仲介や調整など）やキャリア形成支援が行える者を配置すること。

(4) 支援計画の作成

支援にあたってアセスメントを行い、支援対象者の生活実態等を総合的に把握し、課題と改善に向けた計画を作成すること。計画については、支援対象者に応じて数ヶ月単位の目標設定を行い、支援プロセスと到達度の可視化・明確化に努め、必要に応じて関係機関と共有する場を持つこと。

(5) 支援内容

地域（こどもの貧困対策支援員及びこどもの居場所等）や学校、中間支援機関等と連携し、高校中退者や中卒進路未決定者等の実態把握に努めるとともに、支援対象者各々の状況や個性に応じて、関係機関と連携しながら、以下に掲げる支援等を組み合わせて行うこと。

① 生活支援

日常生活を営むために必要な「衣食住」に関わる知識・技術を習得できるよう、食事支援（共同調理を含む。）や生活習慣の改善などを行う。

② キャリア形成支援

社会性を向上させ、安定的に自立できる人材へと育成するため、地域や企業等と連携し、個々の個性や課題に応じた取組（体験学習、就労支援プログラム、ボランティア活動、就労移行・定着支援など）を行う。

③ 学習支援

必要に応じて、学校への進学や復学、各種の資格取得に向け、支援対象者の習熟度に応じた個別の学習支援を行う。

④ 家庭への支援

支援対象者が自立に向けた取り組みを安心して行えるよう、家庭環境の課題把握に努め、改善に向けた取組の提案を関係機関に対して継続的に行っていく。また必要があれば、直接社会資源につなげるなどの支援を行う。

⑤ その他独自プログラム等

上記①から④の支援効果を高める取組を行う。ただし、沖縄県と調整の上、実施すること。

(6) 支援対象者の送迎

支援実施にあたり、支援対象者の送迎を行うことができる体制を整えること。

(7) 業務従事者に対する研修およびスーパーバイズ

受託事業者は効果的な業務遂行にあたり、必要に応じて、支援を行う受託業務従事者に対し、知識や技術を習得させるなど取組を深めるための研修及びスーパーバイズによる支援の質の向上を図る取組を行うこと。なお、実施した研修内容及びスーパーバイズの記録については沖縄県と共有すること。

(8) 見学及び視察等への協力

当該業務の実施を通じて、市町村が設置する拠点型こどもの居場所等に居場所運営に係

る経験やノウハウが伝えられるよう、県内からの見学及び視察等受け入れについては、要望があれば、可能な限り対応すること。なお、視察受け入れの際は、支援対象者の個人情報の取り扱いや心情等にも十分配慮した上で行うこと。

(9) 実施状況の報告

受託事業者は、当月の実施状況を翌月15日までに沖縄県に報告すること。また、業務遂行にあたり、必要に応じて沖縄県と運営会議を行うこと。

5 成果品

業務報告書を印刷製本して提出するとともに、電子記録媒体（CD-R等）に保存し提出すること。提出部数は、印刷製本2部、電子記録媒体1部とする。

6 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。

ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

7 再委託

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約金額の50%を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は、「4 業務の内容」のうち、以下に定める「その他、簡易な業務」とする。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本・発送

原稿・データの入力及び集計

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。

ただし、上記に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはその限りでない。

8 事業実施に係る留意事項

(1) 経費

- ① 本業務に係る人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- ② 一般管理費は、事務費及び事業費（再委託費を除く。）の10%以内とする。
- ③ 事業の実施に必要となる経費については、報酬、諸手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、子ども・子育て拠出金、保険料、雑役務費、燃料費、食糧費等とする。
- ④ 事業の実施に当たり使用する可能性のある備品については、借料（リース等）及び消耗品費で対応するものとする。

※備品とは「沖縄県財務規則第153条第1項第2号」に定めるものとする。

※消耗品とは、「沖縄県財務規則第153条第1項第5号」に定めるものとする。

沖縄県財務規則第153条第1項

(2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円以上のものをいう。

(5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品の形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

(2) 事故の取り扱い

- ① 受託事業者は、本業務中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置を取らなければならない（※保険等に加入し対策をとること）。また、緊急あるいは重大な事故については直ちに沖縄県に報告するほか、その他の事故についても、必ず、後日、沖縄県に報告すること。
- ② 受託事業者は、業務の実施について沖縄県に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、損害を賠償しなければならない。
- ③ 受託事業者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、受託事業者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が沖縄県の責に帰すべき事由によるときにはその限度において沖縄県の負担とする。
- ④ 受託事業者は、受託事業者の責に帰さない事由による損害については、①から③の規定による賠償の責を負わない。

(3) その他

- ① 業務実施にあたっては、沖縄県と十分に協議を行うとともに、関係機関等との連携に努めること。
- ② 個人情報の収集や利用、管理については、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

9 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後10日以内又は契約満了日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出するものとする。

また、交付を受けた委託料に余剰が生じたときには、これを返納しなければならない。

10 本事業における労務管理

法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

11 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、この仕様書に定めのない事項については、沖縄県と協議の上、決定するものとする。